

令和2年度 第1回小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

1 日 時：令和2年6月11日(木) 14:00～15:00

2 場 所：大竹商工会議所 大ホール (A) (B)

3 出席者：「出席者名簿」のとおり

4 議 題：「議事次第」のとおり

5 議事概要

- (1) 挨拶
- (2) 減災対策協議会に係る取組状況について
- (3) 取組を推進するための支援方策について
- (4) 流域治水プロジェクト（仮称）等について
- (5) その他情報提供
- (6) ダム部会からの報告（治水協定）

6 意見交換

(広島県大竹市)

- ① 小瀬川には下流にコンビナート企業があり、それぞれの企業の中での利水というものがある。協定の利水者の考え方はどのようになっているのか。
- ② 事前放流の概略についての説明があったが、各ダムの運用方法やそれぞれの通知の方法等の詳細な部分について、今後協議や説明の機会があるのか。

(太田川河川)

- ① 今回の治水協定の利水者の立場という部分では、ダムに権利を持つ方という扱いである。そのため、弥栄ダムの場合は、大竹市上下水道局と山口県企業局が窓口となり、2次ユーザーを取りまとめるという考え方になる。
- ② 小瀬川ダムと渡ノ瀬ダム、飯ノ山ダムについては、時期は未定であるが、今後、説明を行う。弥栄ダムは、令和元年6月20日に今回の治水協定の考え方とは異なるが事前放流の実施要領を定めており、その際に説明をしている。弥栄ダムより下流区間の部分については変わっていない。

(山口県和木町)

弥栄ダムでは、放流量の上限が決まっており、弥栄ダムから下流に流す流量は一定量とのことであるが、その上流域にある各ダムが洪水調節をした場合も事前放流量の総量は従前と変わらないという認識でよいのか。

(太田川河川)

弥栄ダムの上流にあるダムの事前放流により確保される容量分、小瀬川水系全体の洪水調節容量は従前と変わります。

(山口県土木建築部)

治水協定 5. に事前放流の実施後、貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となる恐れが生じた場合とあるが、その場合、どのような補償を考えているのか。

(太田川河川)

ガイドラインに補償に関する項目があり、国土交通省と水資源機構が管理するダムについての補償が示されているので参照されたい。